熊日1968.12.16

昭和43年(1968年)12月16日　月曜日

'68年県内ニュースハイライト

<1>

一九六八年もあと二週間。ことしも熊本県下では、全国十大ニュースに入る水俣病の公害認定をはじめいろいろのことがあった。そのうちから大きなもの十を振り返ってみた。

水俣病の公害認定

15年ぶり患者に光り

進まぬ補償、救済策

「水俣病は、チッソ水俣工場から排出されたメチル水銀化合物による公害病である」―九月二十六日、園田厚生大臣は、わが国の公害行政史上画期的な政府見解を発表した。

富山県のイタイイタイ病に次ぐ日本では二番目の公害認定だが、発生以来十五年間うやむやになっていた水俣病の原因がこれで明らかにされ、患者救済の道が開かれた。しかしこの見解の意義はそれだけでなく、公害に対する企業の責任を明確にし、人命尊重に立脚した新しい公害行政のあり方を示したことである。

病院の力べをかきむしって狂い死にした四十二人の犠牲者、いまなお後遺症に悩む六十九人の患者たちは、この日をどれだけ待ちわびていたことか。「これで会社に対して、はっきりモノが言える」と患者の喜びは大きかった。しかし、問題はそれからだった。公害認定直後、会社は水俣工場の大幅縮小をほのめかし、さる十月、患者側が会社に補償金（死亡者に一律千三百万円、生存者には発病時にさかのぼって年金六十万円）を要求すると、水俣市民は微妙な反応を示し始めた。補償交渉は進展せず、患者たちの上には再び暗雲が漂い始めている。

ある日突然よだれを流し始め、手足のしびれを訴える。そしてケイレンを起こして死んでゆく恐るべき水俣病。熊大医学部の研究班によって「工場排水から排出されたメチル水銀が脳の中枢神経を冒すことによって起きる中毒症」と、公害認定に至るまでには多くの県民の勇気ある尽力があった。

しかし、水俣病が公害に認定されたからといって手放しで喜んでいられない。問題は山積している。患者と会社との補償交渉は食い違ったままいっこうにラチがあかず、一部には「公害に認定されても現実的には良いことは何にもないではないか」という声さえ出始めている。

公害認定によって、わずかに前進したといえば湯の児リハビリの付き添い看護人の増員、胎児性患者のための特殊学級などその他の対策もとられることになったこと。そして改めて市民とともに"企業の倫理"が叫ばれ始めたことである。

補償交渉は三度行なわれた。患者側は交渉に入る前から、要求額を明示したが、会社側は「全国の公害補償の先例となるから具体的な回答は困難だ」と話し合いはかみ合わない。中央官庁へのあっせん依頼も公々然に終わり、このほど寺本知事に持ち込んだが、「まだ、その時期ではない」と断わられた。結局「三十四年の契約をどう扱うか双方の見解を煮詰めてから」ということになった。

いっぽう、付き添い婦など患者の救済措置についても本気で国にやる気があるのかどうかわからないありさま。「約束を守ってくれるものと思って対策を進めているが、心細い」（市当局の話）という現状だ。結局、国の公害行政の基本的な姿勢が固まっていないのが原因。こうした中で市民の動きにも微妙なものがある。患者を支援するとともに、チッソの再建を助けようというのがそれだ。ともあれ、補償問題をはじめ、患者の救済策は年を越すことが決定的である。十五年ぶりの水俣病認定の喜びもつかの間、患者たちはことしも貧しく、暗い新年を迎えることになりそうである。

水俣病の公害認定を発表する園田厚生大臣（9月26日）

わかったが原因究明の道は長かった。

わけのわからぬ"奇病"から有機水銀をつきとめ、さらに工場反応槽の中にメチル水銀があることを立証するまでの熊大研究班の努力、チッソの中にあって酢酸工場排水が原因であることをつきとめた熊川一博士、熊大に原因究明を依頼した坂田道太厚相（当時）そして最後に断を下した園田前厚相はいられない。